

国際的な高度人材の移入促進

(日本版「グリーンカード」の創設など)

. 問題意識

対内直接投資を促進し、我が国経済を活性化するためには、優秀な外国人が、我が国に腰を落ち着けて事業を行う環境を整備することが不可欠。 諸外国においても、その競争力強化のために、高度人材としての外国人の確保について、様々な施策を講じているところである。

我が国においても、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」や「対日投資会議決定」などの政府決定などにおいて、高度人材を確保していこうとする姿勢は一応見られるものの、他方、「永住権」については一切触れられていない。

(なお、その他の具体的な高度人材移入促進策についても、「特区」、「IT」等の一部の場合を除き、進展が見られていない状況にある(後述))

【「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」

(平成14年6月25日閣議決定)) 第2部 経済活性化戦略

2. 6つの戦略、30のアクションプログラム (6) グローバル戦略 (対内直接投資・頭脳流入の拡大)

対内直接投資の増大は、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先進技術や経営ノウハウの拡散効果をもたらす。阻害要因を計画的に是正し、対内直接投資を促進し、頭脳流入を拡大する。

- ・ 対内直接投資阻害要因を除去する。(中略)
- ・ 関係府省は、海外の高度人材を活用する観点から、戦略的分野の技術者の入国、就労、勉学、研修、居住等に係る環境を改善する。
- ・ 内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、海外直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。

【「対日投資会議決定「対日直接投資促進策の推進について」】

(平成15年3月27日閣議決定)

対日投資会議専門部会報告で示された基本的な考え方及び「対日投資促進プログラム」に基づき、以下の5つの重点分野における74事項の施策を着実に推進する。

(3) 雇用・生活環境の整備

- ・ 技術者・研究者の入国資格の拡大、留学生の就職支援等

【「対日投資会議専門部会報告「日本を世界の企業にとって魅力ある国に」

(平成15年3月27日)

2. 対日投資の課題 (4) 必要な人材の確保(雇用・生活環境の整備)

産業の成長の原動力としては、人材の果たす役割が大きい。新たな事業展開には優秀な人材の確保が不可欠であり、日本において必要な外国人経営者、研究者、技術者への在留資格の認定を円滑化することは、対日投資の促進に不可欠である。また、外資の事業展開に際して登用できる、国際的に通用する人材の育成や、そうした人材の確保を可能とする労働市場の改革を推進することが必要である。また、受け入れた人材とその家族が快適に生活できるための教育、医療、年金などの生活環境の整備も重要である。

したがって、日本人の労働市場や社会生活に悪影響を与えることのないよう留意しつつ、高度技術を有する外国人研究者・技術者や経営者・投資家などに対し、「永住権」を優先的に付与するための透明性の高い措置(日本版「グリーンカード」)の構築を図るとともに、それ以外の国際的・高度人材の移入促進のための具体策についても、早急に講じていくことが必要である。

・日本版「グリーンカード」の創設

- 永住許可に関する基準の緩和・明確化 -

1. 我が国における永住者の概要

永住者のうち、入管法上の在留資格を有する永住者を「一般永住者」という。我が国における一般永住者は、合計で、223,875人（平成14年末。以下同じ）。

（他方、平和条約関連国籍離脱者及びその子孫などを「特別永住者」といい、我が国には、489,900人存在する。）

一般永住者の国籍及びその人数

中国	:	70,599人
韓国・朝鮮	:	37,121人
フィリピン	:	32,796人
ブラジル	:	31,203人
ペルー	:	13,975人

最近の年別の永住許可数（新規許可数）の推移

・ 平成11年	:	19,731人
・ 平成12年	:	30,475人
・ 平成13年	:	41,889人
・ 平成14年	:	42,085人

2. 規制（改革）の状況

(1) 全国における状況

現在、我が国において外国人が永住権を取得するためには、法務大臣に永住許可の申請を行った上で、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）第22条に基づき、その者が一定の要件を満たすとともに、かつ、「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り」、法務大臣がこれを許可するとされている。【別紙1参照】

しかしながら、その際の許可基準は極めて不明確であり、当該基準に関する公表資料としては、法務省担当係長の雑誌（（財）入管協会発行「国際人流」）への寄稿【別紙2参照】などしか存在していないのが現状。

その中では、

「10年以上継続して本邦に在留していること」を「一般原則」としつつも、

「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者については在留実績5年以上」とされている。

（なお、法務省内部資料として「入国・在留審査要領」が存在する模様。）

本年6月の規制改革集中受付月間における提案を受けて、9月12日、永住許可要件の明確化を図るため、法務省が、平成16年度中に、「我が国への貢献が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた『具体的・主要な事例』を紹介すること等」が政府決定された（全国規模で実施）。

【構造改革特別区域推進本部「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」（平成15年9月12日）】別表2 全国で実施する規制改革事項

<永住許可要件の明確化>（番号513）【平成16年度中に実施】

永住許可の要件としては、一般的に引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるが、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献が認められる者は当該在留実績について5年以上とされている。「我が国への貢献」が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた具体的・主要な事例を紹介する等により、永住許可要件の明確化を図る。

(2) 構造改革特区における状況

構造改革特区の第1次提案を受けて、ある分野において我が国への貢献があると認められる外国人に与えられる永住許可の在留実績要件について、「5年以上」から「3年以上」に緩和する措置が採られているところ（昨年10月に政府決定。4月から施行され、これまでに既に6件の適用あり）。

【構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）】

<特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業>（番号505）

〔特例措置の内容〕

地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。

1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。
2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。
3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。

3. 諸外国における制度の概要

国名	要件
日本	在留実績10年以上。我が国への貢献がある者は在留実績5年以上。
オーストラリア	点数制等による審査など
カナダ	点数制等による審査など
ニュージーランド	点数制等による審査など
米国	突出した才能を有する者、投資等カテゴリー別に移民枠を設定
イギリス	労働許可証を持ち、同じ雇用主の下で4年以上勤務しその勤務先がさらに雇用する場合（昨年より、高度人材受入のための点数制を導入）
ドイツ（滞在者）	在留実績最短8年。
ドイツ（グリーンカード）	IT技術者向けには、公募後、学歴と職歴等を審査（5年就労可）
フランス	永住権はフランス国籍の者と結婚しない限り、新規には取得不可。長期ビザ（最長10年）の更新により対応。

4 . 改革の方向性

(1) 永住許可が与えられた者などの具体的・主要事例紹介の前倒し

「平成16年度中に実施」とされている「我が国への貢献が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた具体的・主要な事例の紹介」について、実施時期の前倒しを行い、例えば、「本年度中に措置」することとする。

また、当該事例については、永住許可が得られなかったものも含めて、公表することが重要。

(2) 永住許可要件に関する基準の策定

単なる事例紹介では、今後、当該外国人が実際に永住許可要件を満たしているか否かについては依然不透明。

我が国として、優秀な外国人への積極的な開放姿勢を示すためにも、どのような外国人が「日本国の利益に合する」のかを明確化するため、上記事例を分析した上で、例えば来年度中を目途に、単なる「事例紹介」ではなく、速やかに「ガイドライン」などの明確な基準を策定すべき。

(3) 構造改革特区における特例措置の全国展開

既に構造改革特区において認められ申請・認定もされている特例措置である「我が国への貢献があると認められる外国人に関する在留実績要件の緩和措置（「5年以上」から「3年以上）」について、構造改革特区推進本部評価委員会とも連携・協力しながら、その速やかな全国展開を図る。

．その他の高度人材移入促進策

1．規制（改革）の状況

（1）全国における状況

現在、在留資格を取得しても、外交、雇用、永住以外については、**在留期間は3年を超えることができない。**

【入管法第2条の2第3項・別紙1参照】

（2）構造改革特区における状況

これまでに、構造改革特区においては、

外国人研究者の在留期間を3年から最長5年に延長するとともに、研究と併せて投資・経営が行えるなど活動範囲を拡大【外国人研究者受入れ促進事業】（第1次提案を受けて、昨年10月に政府決定、本年4月より実施）

外国人IT技術者の在留期間を3年から最長5年に延長【外国人情報処理技術者受入れ促進事業】（第2次提案を受けて、本年2月に政府決定、本年10月より実施）

などの措置が講じられている。

2. 諸外国における制度の概要

諸外国については、概ね2～3年。4年の国もある。

- ・ アメリカ : 2～3年
- ・ カナダ : 1年
- ・ 英国 : 4年
- ・ フランス : 1年
- ・ ドイツ : 1年
- ・ イタリア : 1～4年
- ・ スペイン : 1～3年
- ・ オーストラリア : 4年

3. 改革の方向性

原則3年を超えることはできないとされている在留期間について、当該原則を抜本的に見直す。

永住許可、在留資格等の関連条文

出入国管理及び難民認定法

(永住許可)

第二十二條

- 2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

(在留資格及び在留期間)

第二條の二

- 3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えることができない。

【別紙2】

(省 略)

『入管手続Q & A - 永住許可について』(「国際人流」2003年2月号(財)入管協会)を掲載